

■ 定期点検等一覧

施設番号	施設名称	担当課	清掃 ※ 9	空調換気 設備保守 点検	機器設備 保守点検	からくり 時計等保 守点検	自動ドア 保守点検	コン ロールパ ネル装置 保守点検	自動火災 報知設備 保守点検	防火対象 物・防災 管理定期 点検	冷水機保 守点検	入退室セ キュリ テム機器 保守点検	警備業務	GHP点検	空調換気 設備等定 期点検 ※10	フロンの 定期点検 (電気)	フロンの 定期点検 (ガス)	空調機薬 品洗浄清 掃	自家用電 気工作物 保安管理 ※11	ガス器具 保守点検	園庭遊具 施設保守 点検	消防用設 備保守点 検	ガス漏れ 警報装置 保守点検	給食リフ ト保守点 検	昇降機保 守点検	アクアク スシステム 保守点検	非常通報 装置(学 校110番) 保守点 検	特定建 物定期調 査 ※12	建築設備 定期検査	防火設備 定期検査	機械警備 業務 ※ 9	樹木選定 (害虫防 除)等作 業	防犯カメ ラシステム 保守点 検		
1	子ども家庭支援センター「たっち」	子ども家庭支援課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
2	北保育所	保 育 支 援 課	●												●			●		●	●	●	●	●				●	●	●		●	●		
3	東保育所														●			●		●	●	●	●	●				●	●	●		●	●		
4	西保育所 ※ 1														●			●		●	●	●	●	●				●	●	●		●	●		
5	中央保育所														●			●		●	●	●	●	●				●	●	●		●	●		
6	北山保育所															○	●		●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		
7	住吉保育所															○	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8	本町保育所 ※ 3															●			●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
9	三本木保育所 ※ 2															●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
10	美好保育所															●		●		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
11	日吉保育所														●		○	●		●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	第一学童クラブ	児 童 青 少 年 課	●												●			●				●						●				●			
13	第一学童クラブ分館 ※ 5															●			●				●					●				●			
14	第二学童クラブ															●			●				●					●	●	●		●			
15	第二学童クラブ分館 ※ 5															●			●				●			●		●	●	●		●			
16	第三学童クラブ及び放課後子ども教室															●			●				●				●		●						
17	第四学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
18	第五学童クラブ及び放課後子ども教室 ※ 4															●			●				●					●				●			
19	第五学童クラブ分館 ※ 5															●			●				●					●	●	●		●	●		
20	第六学童クラブ及び放課後子ども教室															●			●				●					●					●	●	
21	第七学童クラブ ※ 6															●			●				●					●	●	●		●			
22	第八学童クラブ及び放課後子ども教室															●			●				●					●							
23	第九学童クラブ及び放課後子ども教室 ※ 4															●			●				●					●					●	●	
24	第十学童クラブ															●			●				●					●	●	●		●			
25	武蔵台学童クラブ ※ 6															●			●				●					●					●		
26	住吉学童クラブ															●			●				●					●					●		
27	新町学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
28	本宿学童クラブ															●			●				●					●					●		
29	白糸台学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
30	矢崎学童クラブ															●			●				●					●					●		
31	若松学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
32	小柳学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
33	南白糸台学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
34	四谷学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
35	南町学童クラブ															●			●				●					●					●	●	
36	日新学童クラブ ※ 5															●			●				●					●					●	●	
37	白糸台文化センター	地 域 コ ミ ュ ニ ティ 課	●				●								◎	●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●
38	西府文化センター						●							●	◎		●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
39	武蔵台文化センター						●							●	◎		●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
40	新町文化センター						●							●	○		●	●	○	○	○	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
41	住吉文化センター						●							●	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
42	是政文化センター						●							●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
43	紅葉丘文化センター						●							●	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
44	押立文化センター						●							●	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
45	四谷文化センター ※ 7						●							●	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
46	片町文化センター						●							●	◎		●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●

※ 1 令和12年度に、西保育所は廃止となり本町保育所へ統合予定。令和12年度から西保育所は対象外予定。

※ 2 令和13年度に、三本木保育所は建て替えのため、仮設園舎へ移転予定。

※ 3 本町保育所は令和 8 年12月に移転予定。本資料の記載内容は旧本町保育所の点検等内容であり、新本町保育所の想定委託内容である。

※ 4 令和12年 9 月に、第五学童クラブ及び第九学童クラブは移転予定（消防設備点検及び機械警備は令和13年度より本業務対象外予定）。移転後より第五学童クラブ及び第九学童クラブそれぞれの放課後子ども教室を対象とする。

※ 5 次の学童クラブの分館・別館（プレハブ建築）も本業務の対象とする。なお、本件では分館を 1 棟扱い、別館を本館とあわせて 1 棟扱いとする。

12-2 第一学童クラブ分館（プレハブ建築）：寿町2-13-1、5の各一部（令和元年度竣工）

13-2 第二学童クラブ分館（プレハブ建築）：緑町1-35-1の一部（平成30年度竣工）

16-2 第五学童クラブ分館（プレハブ建築）：西府町1-60（令和 5 年度竣工）※R12年度解体予定。令和13年度より第五学童クラブ分館は本業務対象外予定。

33 日新学童クラブ別館（プレハブ建築）：日新町5-22（平成26年度竣工）※R10年度解体予定。令和11年度より日新学童クラブの別館部分は本業務対象外予定。

※ 6 第七学童クラブと武蔵台学童クラブは現在統合の検討中であり、令和12年度に改修の可能性がある。本業務では、両学童クラブともに契約満了まで対象とし、契約期間中に変更等が生じた場合は、受託者と変更等協議を行うものとする。

※ 7 四谷文化センターは改修により仮移転中。令和 9 年度に竣工予定。令和10年度より本業務の対象とする。

※ 8 点検・調査及び委託業務等については、施設数・内容の変更に対応し、実施すること。

※ 9 文化センターは令和11年度より実施。

※ 10 ○は加圧給水ポンプの点検も含む。◎は加圧給水ポンプに加えて浴場廃止に伴う残置設備（太陽光等）の固定状況・落下防止等点検も含む。

※ 11 ○は太陽光の点検も含む。受託者が家用電気工作物保安管理委託を再委託する場合については、本市及び請負企業において契約締結し、本市、受託者及び請負企業の三社で覚書を締結の上、実施することを基本とする。その場合、受託者は、支払代行及び覚書に定める本市と請負企業との連絡・調整・確認等に協力することを想定。ただし、提案等を妨げるものではない。

※ 12 文化センターは毎年実施。保育所及び学童クラブは 3 年に 1 回実施し、次回は令和10年度予定。新町文化センター吹抜内及び白糸台文化センター外壁のタイル打診調査（令和10年度想定）、片町文化センター、住吉保育所、北山保育所の外壁タイル打診調査（令和13年度想定）を含む。